

第22期第13回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月7日（月） 13時30分～14時00分
- 2 開催場所 常呂町 常呂漁協漁村センター
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、川口和良、片川隆市、元角文雄、
石塚治、馬場浩一、阿部興志輝、深山和彦、（以上9名）
- 4 欠席委員 新谷哲也、清野一幸、鈴木英樹、飯田弘明、
石本武男、大澤真人(以上6名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部水産課 水産課長 伊藤智英
漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
- 7 議題
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間に
ついて（にしん固定式刺し網漁業（宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内沖合海域））（諮問）
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間に
ついて（かにかご漁業（オホーツク海海域））
議案第3号 漁場計画（第8次海面共同漁業権・第15次海面区画漁業権）
の草案策定について（協議）

5 報告事項

- 報告第1号 くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

事務局長 | これより第22期第13回網走海区漁業調整委員会を開催します。始めに横内会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長 | 皆様方には大変お忙しい中ご出席ありがとうございます。また振興局より伊藤水産課長、村上漁業管理係長にもご臨席を賜りましてありがとうございます。

さけの漁模様ですが序盤の出だしは若干低調でしたが9月の下旬ごろから10月に入り順調になり、東の方はまだ漁獲が続いており、漁況を見ますと全

組合が昨年を上回っております。特に漁獲金額につきましては 10 月末の報告で、管内で最高の水揚げがあった平成 23 年の 271 億円を上回る見込みとなりました。

また、ほたて漁業も順調に漁獲が進んでおり、高単価にも支えられて比較的安定した水揚げとなっていると聞いています。

本日の議題ですが、知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間についての知事からの諮問がございます。それから共同漁業権と区画漁業権にかかる漁場計画の草案について、オホーツク総合振興局長から協議を受けています。

それと報告事項 1 件ということでございます。
どうぞよろしく申し上げます。

事務局長

次に本日の委員会にご臨席されている方々をご紹介します。
(臨席者紹介)

次に、出席委員の報告をいたします。定員 15 名中、本日の出席委員は 9 名で定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立します。それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。

会 長

それでは会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出ですが、本日は深山委員と馬場委員の 2 名をお願いします。

議事に入ります。議案第 1 号と 2 号が知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間となっておりますので、まとめて上程させていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第 1 号及び議案第 2 号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず議案第 1 号は、にしん固定式刺し網漁業の宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内沖合に係る制限措置の内容及び申請すべき期間などについての答申となります。

当該漁業は令和 5 年 2 月 28 日で許可期限が満了になることから許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正により、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、制限措置の内容及び申請すべき期間を告示することとされております。

また、その告示にあたりましては、事前に関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならないことから、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。同様に議案第 2 号もかにかご漁業のオホーツク海海域に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

かにかご漁業につきましては、令和 5 年 3 月 14 日で許可期間が満了となりなることから、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。両漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等につきましては、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議をお願いします。

漁業管理係長

議案第 1 号と議案第 2 号の知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間と許可等の基準につきましては、まとめて説明させていただきます。

諮問する知事許可漁業に関しましては、にしん固定式刺し網漁業とかにかご漁業（けがに）になります。

にしん固定式刺し網漁業の許可の有効期間が令和5年2月28日とかにかご漁業の有効期間が令和5年3月14日をもちまして満了となるため、当該漁業に係る一斉更新にあたり、漁業法第58条において読みかえて準用する同法第42条第3項の規定に基づき令和4年10月15日付漁管第1547号と、令和4年10月13日付漁管第1588号により知事許可漁業に係る制限措置、漁業種類、操業区域、漁業基地、許可等すべき船舶等の数、船舶の総トン数および漁業を行う者の資格の6項目の内容及び申請すべき期間について意見を求めるものでございます。

審議事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。

議案1号の3ページ目の表をご覧ください。にしん固定式刺し網漁業の告示案となります。漁業種類はにしん固定式刺し網漁業、操業区域はオホーツク海海域とし、稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及び知床岬の各線を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除くとなっております。

漁業時期につきましては毎年3月10日から6月30日までとなっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、オホーツク管内に住所を有する者が41隻、宗谷管内に住所を有する者が17隻としております。船舶の総トン数につきましては総トン数5トン以上20トン未満としております。漁業を営む者の資格としましてはオホーツク管内に住所を有するものと宗谷管内に住所を有するものとしております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、令和4年12月31日から令和5年1月31日までを予定しております。

備考欄には参考事項としまして、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたって付す予定の条件について記載しております。

にしん固定式刺し網漁業の許可につきましては令和2年10月の漁業法改正後、今回が初めての一斉更新になります。

そのため許可にあたりまして、許可等の基準を事前に決めるものであります。許可等の基準につきましては、地域の許可において告示により申請募集した結果、告示した隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお告示の隻数を超える場合には当該知事許可漁業の状況を勘案して許可する者をどのように決めていくかの基準となるため、この基準を設けなければならないとされております。

この基準を定める際には関係する海区委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則において規定されております。この許可の基準は当該知事許可漁業の状況を勘案して定められるとなっておりますので、漁業ごとに設定することができますが、現在のところ全ての漁業で統一した内容としております。

内容につきましては申請者区分で操業実績者が第1、第2順位、新規者のうち、第3位、第4位は許可受有者、第5位につきましては申請者の漁業経験、住所要件を勘案した方針より決定し同点なった場合にはくじ引きにより許可者を決定するものです。この許可の基準につきましても、制限措置と同様に公平な基準でなければならないため道としては既存漁業者、許可受有者の安定

的な経営を最も重要と考えております。

このための許可の基準は許可受有者を優先的に許可し、それぞれの告示の隻数を超える状況にあれば操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えでございます。

次に議案第2号のかにかご漁業の告示案について説明させていただきます。

漁業種類はかにかご漁業(けがに)、操業区域につきましては網走南部海域、網走中部海域、網走北部海域、枝幸海域、宗谷北部海域になります。漁業時期は、網走南部海域が3月25日から8月31日まで、網走中部海域が3月20日から8月26日まで、北部海域が3月15日から8月21日まで枝幸、宗谷北部海域は3月15日から8月21日までとなっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては網走南部海域が7隻、網走中部海域が9隻、網走北部海域が27隻、枝幸海域が18隻、宗谷北部海域が27隻となっております。船舶の総トン数ですが、いずれも15トン未満になります。

漁業を営む者の資格につきましては、網走南部海域から網走北部海域はオホーツク総合振興局管内に住所を有する者、枝幸海域と宗谷北部海域については宗谷管内に住所を有するものとしております。全て現許可から変更はございません。許可又は起業認可の申請期間につきましては令和5年1月2日から令和5年2月1日までとしております。

備考欄に参考事例として、許可の有効期間、申請書の提出先、許可にあたって条件となっております。

諮問内容につきましては以上になりますご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 　　ただ今の説明についてご意見ございますでしょうか。

一 同 　　異議無し

会 長 　　議案第1号と第2号につきましては、この内容のとおり承認することとしてその旨を知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

一 同 　　異議無し

会 長 　　そのように決定いたします。

次に議案第3号の漁場計画(共同漁業権：区画漁業権)の草案策定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の草案の策定に係る協議となります。現行の免許であります第7次海面共同漁業権と第14次区画漁業権は、令和5年8月31日に免許期間が満了となることから道におきまして、令和4年8月10日付で漁業権切替方針と漁業権切替方針の運用が策定されたところでございます。

この漁業権切り替方針におきまして、海面全体が最大限に活用されるよう海区漁場計画の策定をとり進めることとされております。また、漁場計画を円滑に策定するために令和4年9月2日付で漁場計画策定要領が制定され、この要領により漁場計画の策定にあたっては草案、素案、振興局最終案、原案、案の5段階に分けて検討するものとしております。今回、協議していただくのは、このうちの草案となります。

また、前回までの漁業権の切替におきまして草案は海区委員会で作成し、道に提出する方法となっておりますが、今回の切替では漁業法が改正されたことなどに伴いまして、漁場計画策定要領において、総合振興局長が委員会との意見交換などを緊密な連携のもとに検討を加え策定し、水産林務部長に提出するものとされております。

それによりまして、オホーツク総合振興局長から草案についての協議がございました。草案の内容につきましては、オホーツク総合振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご審議願います。

漁業管理係長

議案第3号の漁場計画（共同漁業権：区画漁業権）の草案の策定について説明いたします。第7次海面共同漁業権と第14次海面区画漁業権は令和5年8月31日で免許の存続期間が満了となります。道では漁業権切替に向けて、令和4年8月10日付で漁業権切替方針と、同切替方針の運用を定め各漁業協同組合に通知しているところです。令和2年9月6日付けでオホーツク総合振興からは各漁業協同組合に今後の営漁計画の他、第8次海面共同漁業権と第15次区画漁業権の期間中における行使計画の作成と提出を依頼したところです。

各漁業協同組合から提出されました営漁計画、行使計画等をもとに、第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の漁場計画の草案を作成しております。

共同漁業権の漁場計画の草案の内容について簡単に説明したいと思います。振興局の漁場計画の策定に係る考え方についてになります。基本的な考え方としましては、海面共同漁業権及び区画漁業に係る漁場計画につきましては、北海道から示された漁業権切替方針と方針の運用等に則り、漁業生産力の発展を基本として、現行の免許の内容を十分踏まえ、地域における当該漁業の行使実態や今後の営漁計画などを総合的に検討の上、漁場計画を策定するものとします。

具体的な事項として、漁場位置につきましては過去の経過等を踏まえ、現行の区域を踏襲します。ただし、ほたてがい漁業におきましては他種漁業の漁業調整が図られることを前提として健苗育成等の観点から放流数を変更せず過密状態を解消する場合などによる区域の変更につきましては慎重に検討いたします。

漁業の時期につきましては漁業実態等を勘案し、現行の時期を基本とします。

関係地区につきましては過去の経過等を踏まえ、現行の範囲を踏襲します。漁業の設定につきましては定期的な資源管理と円滑な漁場利用に重点を置き、現行の免許の内容を基本として漁業権の設定を検討します。ただし、行使実績の無い漁業又は行使実績はあっても漁業権の内容とすることが適当でない漁

業については、漁業権からの除外について検討するものの、海面を総合的に利用して漁業生産力の発展を図るため、営漁計画等を十分勘案し、漁業権の必要性などについて検討します。

また、漁業情勢等の変化に応じた、新たな漁業権の設定又は現行の免許内容の変更については、資源動向や採算性の確保等を考慮するとともに、他種漁業や関係漁協等との調整・協議の経過等を踏まえ、慎重に検討します。

漁業の名称につきましては、漁業実態等を勘案し、現行の名称を基本とします。

漁業権の条件については、共同漁業にあっては資源管理の徹底と適切な資源利用を図るため、また、区画漁業にあっては施設の適切な保全・管理を図るため、現行の内容を踏襲します。

次に漁場計画の草案の説明をいたします。存続期間は免許の日から令和15年8月31日までとしており現行の免許は令和5年8月31日までなので存続期間は令和5年9月1日から10年間となる見通しです。

次に変更点を説明いたします。

網海共第7号で、なまこ漁業を廃止し、網海共第21号に新規として追加します。ほたてがい桁網漁業の混獲としてのなまこが相当数あり、7号の沿岸だけではなく、21号の漁場区域にも一定数の生息があることから、なまこを採捕することで漁業生産力の向上を見る点から当該資源の有効利用を図るものです。

次に網海共第19号で、漁場の区域の拡大になります。

これについては湧別漁協から、平成26年と平成28年の大時化の影響で一時期ほたてがい資源が減少したことで、時化に強い漁場作りを目的に魚礁を移設し、ほたてがい漁場として利用できるよう漁場造成したことから、沖出しを希望するもので、隣接漁協とはすでに事情を説明し了承を得ているとのことです。振興局としては、放流数の増加が目的ではないこと、大時化時にほたてがい斃死しないためなどを踏まえ、区域拡大をすることで、今後進めていきたいと考えております。沖出し距離は網海共第19号を隣接する網海共第18号と網海共第20号の沖出し距離まで拡大するものです。

これら以外の漁業権については、現行の漁業権の内容と同様に変更する点はありませんが、簡単に説明させていただきます。

漁場番号は漁場の新設、廃止がないことから、現在の漁業権と同様に網海共第1号から第40号の40件となります。漁場の位置と関係地区、対象組合は、現行の漁業権の内容としております。ただ、関係地区につきましては過去に市町村合併があった関係組合における標記が変更となることがありますので、ご承知願います。

第一種共同漁業権と第二種・第三種共同漁業権に係る漁業種類は、各組合の対象となる漁業種類に表の下の欄外の凡例にあるとおり、存続、新規、廃止、設定なしの表示をしております。

漁場の区域は漁場計画の後ろに添付しておりますが先程の変更点で説明した網海共第19号以外に変更はありません。

条件については、第一種共同漁業権は今の漁業権と同様になく、第二種・第三種漁業の条件は現行の内容として別紙で記載しておりますので、説明は割愛

させていただきます。

なお、この条件は免許に係るものであり、免許に基づいて各組合で策定する漁業権行使規則の条件とは別のものになります。

漁業時期についても、現行の漁業権と同じ時期としておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

続いて区画漁業権の漁場計画の草案になります。

免許の存続期間は免許の日から令和10年8月31日までとしており、現行の免許は令和5年8月31日までですので、存続期間は令和5年9月1日から5年間となる見通しです。

免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件については、表のとおりとなり、まず変更点を説明いたします。

表の一番下に斜海区第1号とありますが、現在、斜里第一漁業協同組合がほたてがい稚貝の養殖試験をしており、今回の漁業権切替で、ほたてがい養殖業を新設するものです。漁場位置につきましては、漁場計画の後に添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に斜海区第1号以外になります。雄海区第1号から能海区第1号までは、現行の漁業権の内容と同様で漁場番号と対象組合に変更する点はありませんが、簡単に説明させていただきます。

免許の内容となるべき事項ですが、漁業種類は全て第一種区画漁業権で、漁協が管理する団体漁業権となります。

漁業の名称は、雄武、沙留、紋別、網走、西網走漁協が、ほたてがい養殖業、サロマ湖養殖漁協が、ほたてがい養殖業、かき養殖業、のり養殖業となります。

漁業時期は全て1月1日から12月31日まで、漁場の位置、漁場の区域、地元地区は、それぞれ記載のとおりいずれも現行と同様になっています。

また、このうち漁場の区域は、漁場図を添付しておりますので、のちほどご確認いただければと思います。

条件となりますが、こちらも現行の漁業権の条件と同様にしていますので、説明は割愛させていただきます。

今後の漁業権切替作業については、今回ご審議いただいた草案を道に提出したうえで、水産林務部漁業管理課とのヒアリング協議を経て、振興局で素案、振興局最終案を作成し、水産林務部長に提出していくこととなります。

今後の素案、振興局最終案を作成していく過程で、海区委員の皆様には各案の内容を検討していただき、その結果を基に素案、振興局最終案を作成、道へ提出することになります。

以上で、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

会長 ただいまの説明にご発言ありますか。

一同 異議無し

会長 それでは第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権漁場計画の草案については原案のとおりで支障なしと答申をしますがよろしいでしょうか。

異議無し

一 同
会 長

それではそのように決定します。

次に報告事項第 1 号クロマグロに関する令和 4 年度における知事管理可能量の変更について、報告いたします。

事務局長

報告第 1 号をご覧ください。表紙に記載されておりますとおり令和 4 年 10 月 12 日付でクロマグロに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量に変更されております。今回の変更は、水産庁の仲介により小型魚と大型魚の漁獲量を交換したもので小型魚は 25 トン追加され、53.4 トンから 78.4 トンとなり大型魚は 25 トン減少し 369.5 トンから 344.5 トンとなっております。

以上がクロマグロに関する令和 4 年度における知事管理漁獲可能量の変更にかかる報告となります。

会 長
一 同
会 長

その他として、委員の皆さんからご発言ありませんか。

発言無し

ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。